

20200606【東電営農賠償交渉記録 R4年一第2回】

(注) 本記録は IC コーダー・録画に基づき作成

6月6日 13時10分～15時40分 幸ビルディング 2階会議室「マスコミ公開」

「出席者」

生産者・地権者側

|               |      |                   |
|---------------|------|-------------------|
| 30年中間貯蔵施設地権者会 | 会長   | 門馬好春氏 (農地地権者)     |
| 東京経済大学        | 名誉教授 | 磯野 弥生氏            |
| 明治学院大学        | 名誉教授 | 熊本 一規氏            |
| 弁護士法人いわき法律事務所 | 弁護士  | 越前谷 元紀氏           |
| 農業生産者 電話での出席  | 顧問   | 門馬 幸治氏 「東電に事前連絡済」 |

東京電力ホールディングス(株)

福島原子力補償相談室 広域補償相談センター (本社)

副所長 中里 修一氏 電話番号 0120-926-404 (コールC)

事務局 山田良一課長外2名 電話番号共に0120-993-158

福島原子力補償相談室 福島補償相談センター (福島復興本社)

副所長 北見 長喜氏 電話番号 024-521-8450 (代表)

部長 本間 祥兄氏 電話番号 024-521-8481

弁護士 高木 彰臣 桜田通り総合法律事務所 虎ノ門2-10-1

「内容」(注) 一敬称・丁寧語は一部省略一話し言葉は簡潔に記載一 ( ) 書きは追加記載一

【次第】

1. 挨拶 東電側 中里副所長 生産者側 門馬好春
2. 東電回答「北見副所長」
3. 生産者からの要求「門馬幸治氏・30年地権者会顧問」
4. 営農賠償の見直し要求に対するやり取り
5. 東電社長まで報告していない事実判明(6月23日確認:小早川社長以下全役員に報告)
6. 次回交渉 7月上旬(6月24日現在8月上旬で調整)

「挨拶」 中里副所長 事故のお詫びと親切丁寧な説明対応

門馬好春

「農業生産者・地権者・30年中間貯蔵施設地権者会側から代表として」

1. 4月28日この場所で中間貯蔵施設の地上権契約者が営農賠償の対象外、「玄関の扉が締められている」その理由を聞きましたが、対象外とした、根拠も合理的・論理的でなく、一時的、短期、長期の定義も個々に東電が判断すると言った常識から外れた内容でした。ですので、地上権契約者の玄関の扉を開けて頂くことを強く要求して本日の場となりました。
2. 4月28日以降、私共は実に多くの方々「生産者・地権者・大熊双葉町民・福島県・両町・両町議会議員・弁護士・大学などの先生方など」にこの事実を説明しました。  
結果、全員から東電がおかしい、間違っている、滅茶苦茶であるので、「地上権契約者に対し玄関の扉を開けるべきである」との話でした。
3. 生産者からの要求骨子は配布済です。後ほど、電話で話をさせて頂くことになっています。

4. 福島県農協中央会にも報告し継続して情報共有を計っています。農協中央会からは中間貯蔵施設の計画時点「全面国有地化」から状況は変わっている。「地上権が追加」そこはちゃんとすべきなので、東電の方にも「ちゃんと検討して」と、話をしているとのことでした。
5. 前回は東電の要請を受け非公開としたが、説明保留もあったことから今回は当初からの約束である公開をお願い致しました。宜しくお願い致します。以上

#### 【次第に沿った交渉記録】

#### 2. 東電回答 IC11:00 録画 15:50

北見：当社の考え方を説明します。

#### 1. 『まず、中間貯蔵施設の賠償の考え方について』

土地提供者は土地売買者も地上権設定者も同じである。

これは農業以外に供される蓋然性が高く、相当期間、中間貯蔵施設に農地を提供することを目的とした契約締結の事実から現時点で、営農再開の意思がないことが客観的に確認できることから、農業の賠償対象外としている。

一方、中間貯蔵施設への契約未締結者（国・環境省と交渉中含む）は中間貯蔵施設エリアとなっているが、現時点で営農再開の意思を否定することが、客観的にはできないことから、農業の賠償対象としている。

#### 2. 『続いて仮置き場等の営農賠償の考え方について』

仮置き場は短期間、一時的な使用を想定、その後、農地として原状回復の上、土地が返還されることから、当社が営農意思なしと判断することが困難であるので、農業の賠償対象と考えている。

帰還困難区域において仮置き場の期間が長期化し、10年近く経過しているものもあるが、これは結果として短期間契約が、更新していると考えている。実際契約書の確認もしている。ただし、長期化しつつある仮置き場は、農業賠償の請求を受け付けた際、必要に応じて仮置き場の地権者から事情を伺うこと等により、今後とも適切な賠償に努めたいと考えている。

#### 3. 『仮設焼却場などについて』

前回協議の際、回答を保留した（中間貯蔵施設、仮置き場と同じく国の借地）仮設焼却場、セメント固型化処理施設、フクシマエコテッククリーンセンター（特定廃棄物埋立処分施設）入り口部分等は、場所が限定され、地権者の特定につながるから、回答はしない。

#### 4. 『契約期間の長期短期について』

また、前回協議の際の質問への回答だが、東電として、損害発生蓋然性を踏まえ、対応している。（営農賠償の）請求受領の都度、請求内容を総合的に勘案の上、今後とも適切に判断していくことを考えている。

#### 5. 『営農再開の意思について』

前回の協議での意見に対する回答は、東電は、請求時点の営農再開意思を、確認することにより今後とも、適切な農業賠償に努める。

中間貯蔵施設に農地を提供したことを以って、相当期間農業以外の事業に供される蓋然性が高いことから、農業の休業の賠償対象外であると考えている。簡単だが以上です。IC15:01

門馬：今の話は、今迄と同じ「地上権契約者は対象外」ということですか。

北見：同じです。

「門馬から電話参加の農業生産者である門馬地権者会顧問に説明」

門馬顧問電話参加「地上権契約者が対象外は疑問・困惑・賠償の要求の以下の話」1C22:38

**【門馬幸治発言：30年中間貯蔵施設地権者会顧問・農業生産者・地上権契約者である。**

私は中間貯蔵施設の地権者で、地権者会の顧問をしている門馬幸治です。地上権契約者が営農賠償の対象外になっていることについて疑問を持ったのでこれから話をします。

原発のすぐ近くに自宅があり、農業をしていました。私の農地は父と母が働いて、私が小学校の時に少しずつ増やし、約2haの土地を私は長男として引き継ぎ農業を営んできた。しかし原発事故により農業生産ができなくなったことで、東電から基礎額等確認書(区域内)が送られてきた。「今年の3月か4月頃には令和2年分・昨年も5月に営農再開の意向ありで返送」その書類の中で「現時点で営農再開の意向があるか」「営農再開の意向がなしか」というチェック欄が2つあった。この意味が一寸分からないですね。

私は現時点で、営農再開の意向ありの欄にチェックをして提出しました。

これについては私共が、農業再開ができなくなった根本的な原因として、福島第一原発事故により、避難を余儀なくされて、はや11年(3カ月)目となっている。

その間私はいわき市で避難生活をしている状況です。今まで3年賠償(2017年～2019年)などで、賠償を受け生活費の一部としていた。

しかし今回から、中間貯蔵施設のエリア内の地上権契約者は、賠償の対象外ということになっているが、それではなぜ、現時点でこの営農の再開の意向があると、チェックをしたものに対して、それと、地上権契約をした者に対して賠償の対象にならないのか、という疑問があります。

中間貯蔵施設内の地上権契約については、以前私は、個人情報のをぞいて、契約書写しなどを送りました。ですので、東電やJAさくらは送付した契約書写しなどを、見たか、見ないのか、その後、その回答すらありません。そして、(話をしても)地上権設定の話すらも分からないというような話の内容でした。(非常に困惑)

これでは、地上権契約をして、農業再開を目指している人たちに対して、これから、どのような投げかけをするのかという事が心配になり、今回の交渉に至ったということです。

私どもとしては、営農再開の意向、意志を持っており、(東電が勝手に我々の営農再開の意向、意志があることを、ないものとして無視したことは、まったく納得ができない)。

**東電には地上権契約者を営農賠償対象とする事を願います。取り敢えず以上】**

門馬：他の農業生産者からも話を聞いているが、門馬顧問とまったく同じ意見である。農業生産者の皆さんは営農再開の意思があるから、地上権契約をしたと話をしている。しかも、門馬幸治氏もそうだが、その意思を示す為、ため池まで地上権契約にしたとの事だ。いま、東電からの回答は、回答にならない回答であった。「6日付東電賠償謝罪記事示す」東電は聞く耳を持たないので、(東電から)訴訟の勧めを受けている様にしか取れない。

越前谷：一言ご指摘します。IC25:17

門馬顧問が、「営農再開の意思」で非常に困惑したとの話があった。正にそこが問題である。損害賠償理論は基本的に差額説が、判例ないし通説である。今回で言うと、原発事故が、なかったとすれば、今もまだ農業をやっていたであろうという大前提があります。

越前谷：それが事故により農業ができなくなった。したがって、営農賠償してください。これが差額説の基本的な考え方です。従いまして今の状態で農業をやるかどうかではなくて、原発事故がなければ、当然、農業をやっていましたよね。まず、営農の意思を問題にするのであれば、考えなければいけない。ただ、もちろん、10年前から世の中が変わってしまっているんで、10年前の事故で、現在どうでしたかということ、考える事はそう簡単ではないですけども、通常事故の当時にさかのぼって田圃をやっていた。で、将来、田んぼや畑の農業をやっていた、その時点で、土地を売る予定があったとか、もう、農業をやめる予定があったということであれば、営農の意思がなかったという事が言えるでしょう。

だた、基本的には、皆さんそうでなければ農業を続けているわけですよ。

越前谷：さて、逆に、ですね。現時点で、農業はできるんでしょうか？

現在、帰還困難区域にあるので、除染も進んでいない。農業ができる状態ではない。これが、農業ができる状態になりました。その時初めて、損害論として、今農業ができていないのは、原発事故による因果関係によって農業ができないのか、それともできるんだけれども、農業をやる意思がないのか、というところで議論になるわけです。

その時点において初めて、現時点において農業をやる意思があります。という事が問題として顕在化する訳で、いまは、やりたくてもやれない。やれないのです。やれていない状況の現実があって、それが、やる気がないからなのか、それとも、事故のせいなのか、が因果関係であって、いまやる気があるかどうかを、やれないときに聞いて、やる気がないなら損害がないでしょう。

というのは（東電の主張）、これは「論理の逆転」です。

越前谷：損益相殺という考えがあります。これは損害が発生した時に、その損害を低減する方法で、違う利益を得た場合、それを損害から控除する。今後長期間にわたって、この土地が利用できない、農業ができない、その状況において、農業ができないのでこの土地を貸してくれませんか、と国に頼まれた。分かりました、どうせ、農業できないんで、その期間だけお貸ししましょう。これは皆さんの考えです。であれば、その期間において、それは対価を得ているのだから、損害から控除します。これはわかります。

そうではなくて、そもそも農業の意思がなかったでしょう、というのは農業が出来るようになってから言うべき話ではないですか。「論理が逆転」している。

だから、門馬顧問は困惑しているんです。やりたいのに、やれない状況において「いま、やる気がありますか」と聞く方がおかしいのではないですか。

で、やれないから、しょうがないから、お貸ししましょう。それをもって、あなたやる気がなかったんですね、それはやっぱり、「論理の逆転」ではないですか。

現時点での営農再開の意思というのは、そこが独り歩きしています。その位置づけとは何なのかということ、もう一度考え直してほしい。取り敢えず以上です。



北見：営農再開の意思を確認しているのは、事故から 10 年以上経過して、仮に農業ができる状態であっても農業を再開する予定はない方が一定数います。

北見：そういう中で農業を再開したいのに、できない方を賠償の対象と考えているので、現時点で営農再開の意思を教えて貰っているということになります。

門馬：未契約は賠償対象で帰還困難区域も対象で今回の対象令和 2 年分の支払いを受けたという報告もある。今の回答は越前谷弁護士の話の通り、農業ができないから、帰還困難区域もそうだ、中間貯蔵（未契約者・地上権契約者）も同じだ。「売却者は今回議論から外す」10 年以上経過しているから意向確認をしているような話だが、2011 年分から確認しているではないですか。

北見：（2011 年から）聞いています。

門馬：今の回答は 10 年以上経過他から確認しているように取れる発言だがそれはちがう。原発事故が起きた直後から、農業ができない状態なのに、農業再開の意向を聞いているのはおかしい。（東電の意向確認は意向なしに誘導しているようにも取れる）

北見：当社が農業賠償を平成 23 年（2011）から 6 年分（2016 年まで）の逸失利益の賠償をした。そのうえで平成 29 年（2017）1 月以降は直近の逸失利益の 3 倍相当額を将来分として（2019 年分まで 3 年分を）賠償しています。

それから、3 年 4 年経過しているので、改めて営農再開の意思を確認した次第です。

門馬：事実の確認をしているのではない。越前谷弁護士の指摘に対する回答を求めているので、誤魔化すような回答はやめてほしい。北見氏回答になっていないのが理解していますか。

そう思わないですか。

北見：納得できないような説明で申し訳ない。

門馬：前回交渉記録を東電にも農協中央会にも事前送付し、異議がなかったので、関係者に送付し当会のホームページにも掲載して多くの方が確認できるようにしています。

前回、北見氏は緊張していると発言し、回答できないこともあったですね。

北見：はい。

門馬：（今まで）事実の積み重ねと論理的な積み重ねをして来ており、これからもそうだ。

先ほど北見氏には支払いの事実の回答を求めたのではない。

越前谷弁護士の論理が逆転しているとの指摘に対して根拠を示して、論理的な説明をして下さい、と言っているのです。

東電として論理は逆転していないとの反証の説明をすべきではないのですか。

北見：・・・沈黙・・・（回答無し）

本間：一点補足させてほしい。

門馬：北見氏に回答を求めているので、北見氏の回答のあとに補足してほしい。

本間：分かりました。

北見：すみません。理解力が不足しており、論理の逆転の指摘が理解できなくて申し訳ない。

門馬：越前谷弁護士の論理の逆転の指摘が理解できないので、回答ができないということか。

北見：はい。

本間：越前谷弁護士の指摘を私もちゃんと理解できているか、おぼつかないが、当社が何故現時点の営農再開の意向を確認しているか、理由を説明する。

当社が賠償しているのは「休業賠償」だから、この一点にほかならない。

休業賠償する以上は、大前提として、やりたいのだからできないという事なのだと思います。現時点で、再開の意向があるかと質問している次第です。

越前谷：そうするとやりたいのだからというのは、やれるのだったら、やりたいのだけれども、だと思うが、「その因果関係を考えたときに、突き詰めると当時の事故前の状況の環境などを含めてその状態であったら、やりたいと思いましたか。」

というのが、本来投げかけられるべき問いです。」

本間：すみません。わたし、理解できていません。

門馬：原発事故がなければ、いまも農業をやっているでしょう、「越前谷：やっていたでしょう」という単純な話を聞いているだけです。

越前谷：そのことと現時点において、まだ避難継続されている状況で、じゃあ、いま農業をやれますか、という質問は、東電として、これこれこういう状況が整ったら、やれますか、ということを十分に提示している質問なのですか。

本間：・・・。

越前谷：原発事故で、避難して農業ができない状況になっていて、やりたくてもやれない訳じゃないか。そもそも汚染もされていて、入ることもできないという状況で、どこまで行けば、そのやれるのかという問題はある。避難が継続されている、じゃあ、避難（指示）が、解除になりました。避難解除に、ごめん、少なくとも立ち入りは出来るようになりました。ただ、まだ除染は終わっていません。そこに居住することはできない訳ですね。

現時点において、やる意思があるかというのは、どういう過程に立脚した質問なのか、というのがたぶん伝わっていないのです。まず。

本間：そういう意味では、いま再開するつもりがあるのか、それとも将来のことを今の時点でどう考えているか、と聞いているのか、質問の仕方が分かりにくいという指摘ですか。

越前谷：そうですね、現時点での再開の意思というのは、まあ、今は当然やれないが、いまやる意思があるのか、それとも、将来はいまやる意思があるのか、という問いかです。

本間：意図としては、後者です。「越前谷：後者ですか。」後者です。

当然今も帰還困難区域の方に質問していることも当然だが、百も承知のことなので、いま再開するかという質問を全くするつもりはない。

あのう、仮定の話だが、休業賠償として賠償するのであれば、やりたいのだからできないということが、前提となるので、将来的にもし帰ってきて農業を再開できるような、環境になったならば再開したいといまは、お考えかということ聞いています。

ただ、そこが我々の意図する処が、十分に伝わっていないのではないかと指摘ならば、指摘は意見として聞きます。

越前谷：そうすると将来というのは、どういう状況に、戻れるような環境になったら、との説明だったが、基本的な非難をする前のような生活環境がすべて戻ったらという、そういうイメージでよいですか。

本間：明確に話している訳ではないが、我々の意図としてはそういうイメージである。

越前谷：それはいつ頃を想定しているのですか。

本間：いや、そういった具体的な想定はないです。

門馬：その点、当初から中間貯蔵は長期だからといい、冒頭回答では相当な期間であった。

相当期間と長期とは同じ意味か。仮置き場は一時的や短期だからという説明だが、本来は賠償や補償は公正・公平でなければいけないから、東電がここに一時的や短期、長期を判断するのではなく、それを被災者である営農賠償対象者に明確に示すということが必要だ。

前回交渉時も個々に判断するであった。例えば長期であれば国交省でも判例でも 20 年以上を長期と言っている。なぜ、決まっていることを東電は農業生産者に示せないのですか。

相当期間も東電が判断する。(これでは) 農業生産者も納得できる話ではない。

門馬幸治さんも営農の意思があるから、ため池まで地上権契約にしているんです。

将来的にも、完全に営農の意思を示しているのです。現在は原発事故で出来ない。

将来的には営農の意思を示している。その将来は(終了の) 2045 年です。後 22 年と 9 ヶ月。

東電はこのように具体的な数字で示すべきではないですか。IC44:47

**門馬顧問:**【営農再開の意思のもう一つの理由を話す。東電社員もご飯を食べていると思う。そのご飯はどういう風な形で作られているか、という事を一度考えてほしい。田圃でコメができるが、その田圃ができるまでの間に、コメができるまでの間に、どのようなプロセスがあるか、という事を考えて頂きたい。まず、田圃の中に水を入れなければならない。

その水は溜池とか河川から水を田圃に入れ、農業用機械トラクターや耕運機で耕す。そして米が出来るように田植えをするわけ、私が地上権契約をしたというのはいま門馬会長から話したが、田圃に水を入れるため池、これは田に水を入れるための 5 人の共有である。そしてため池から田圃に水を運ぶ水路もある。

なので、現時点(では)、帰還困難区域で後 22 年 9 ヶ月間の間、営農再開はできないが、ため池と水路と田圃をつまみ地上権契約をしているので、営農再開の意向がありと「東電の確認書」にチェックをした訳です。

ですから、地上権契約もいろんな方がいる。住宅だけの方、住宅の宅地だけ、畑だけ、山等だ。私の場合は、田圃と水を敷くため池まで、地上権契約をしている。このような事から現時点で営農再開の意向ありと書類にチェックをした。

東電「北見氏」の声がよく聞こえないが、門馬会長が言っているように私も(東電内だけの)物差しで測ったような話に聞こえる。なので、越前谷弁護士が話した「**論理の逆転**」とか、いろんな営農再開が出来ない理由について指摘しているのに、東電回答が全然ちがった回答に聞こえる。

ですから、もう少し誠実に営農賠償について前向きな回答を頂きたい。

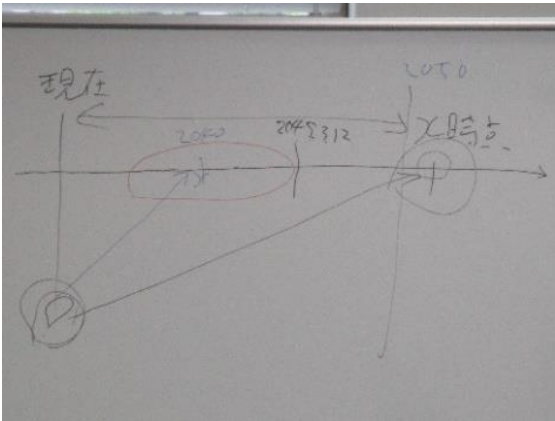
このコロナ禍皆さんが集まり交渉しているのだから、その辺もぜひ願います。

私も東京に行き話をしたいが家庭内の事情で医師から部外者との接触を控えるよう指導があり、東京に行けないので、電話でお話をするという失礼な対応になった。

東電には前向きなキチンとした回答を頂きたい。】 IC48:57

越前谷：「ホワイトボードのお願い」いま門馬さんから話を頂き、問題を整理する。

《越前谷弁護士がホワイトボードに記載した内容》（10 頁に拡大写真再掲載）



現時点での営農の意思・再開の意思はなにか、をいま伺った。そうすると明確に話したのは、今まさに農業をしますか、ということ聞いてはいません、との東電説明でした。

これはいま現在です。じゃあ、営農再開の意思は何か、将来農業ができる環境が整ったら、農業を再開する意思がありますか、それが営農再開の意思ですと、話された。

これが、**X時点**です。つまり農業再開の意思とは今の話ではない。将来の話です。

将来再開できる環境が整ったらやります。それはそうですね。先ほど損害賠償理論の時に言った、意志があるかないかが問題になるのは、やれる時になって初めてです。

やれない期間は、事故によってできないわけ。やれる時になって初めて、いまやれていない状態が、事故によるものなのか、それともやる気がなかったのか、やる気がなかったならそれは損害ではない。そう、将来やれる時になって、意思が初めて意思が問題になります。それを今の時点であなたは将来どう思いますか？と言っているのが今の質問(意向確認)だ。

そうですね。その時に、なってみれば、やれないかも知れない、そう言ったら、じゃあ、その時点で損害がないんですか。やれる時になって、初めて意思があるかどうか問題になるのに、本来ここまで賠償しなければいけないのに、いま、将来、やれる時になって初めて、問題になるべき意思を持ち出して、過去に遡って、将来の事を現時点において、将来、可能になった時にやれているのでしょうか、という推測を（農業生産者に）させて、現在の賠償を否定している。これが東電の論理です。（注記：だから逆転していることを指摘している）

越前谷：「席に戻る」（東電側に）如何ですか？

北見：先ほど、（論理の）逆転を理解できなかった。あのう、現在は、営農再開できない状況なので、再開の意思は関係ないと、で、営農ができる状態になって初めて、その時意思の部分が問題になるのではないかと、という説明でよいですか。

越前谷：大前提は原発事故が、もしなかったら、いまも農業をやっていましたよね、という質問が当然大前提としてある。それは差額説なので、当然事故がなかったら、今もこれからもずっとやっていたでしょうね。それが大前提としてあって、それで初めて営農賠償がある。質問するとすれば、原発事故がなかったとすれば、いまあなたは農業をやっていますか。ということなら、営農の意思（の確認）とわかる。そうではなく、あの時から未来は変わっているわけだ。いま、農業を再開する意思が将来ありますか、は質問としておかしい。



本間：書類で確認している生産者はさまざまで、農協を通じて団体賠償の形でやっております、今も避難指示が続いている土地を所有の方もいれば、既に避難指示が解除された場所に農地を所有の方もいる。その方々に JA を通じた団体賠償の枠組みの中で、まあある程度定型化したやり方です。当然農協とも協議の上です。その場合越前谷弁護士の話が、ああそうかなあ、と思う処もあるが、避難指示が続いている土地を耕作地として所有の方に対して、質問「意向確認」するのであれば、いまご指摘頂いたやり方がよりふさわしいのだろうと思う。ただ、一方ですでに解除されている方々もいるので、そういう方にも聞くのだということで、同じ様式を使って質問しているので、そういう部分どういう聞き方がいいかな、をこれ検討した結果が、今の聞き方「意向確認」です。

なので、冒頭話したように、聞き方がいい方が、言葉足らずという事であれば、そこは善処しなければいけないが、今の時点で私共はそのような意図です。

越前谷：最後のその様な意図は、どの様な意図ですか。

本間：最初の質問の、いま再開の意図があるのかということ、そうではなくて、後者と回答したが、将来について聞「意向確認」している。将来、環境が変わったら、再開する意向があるか、と、いま聞いています。後者であると話したが、その意図です。

門馬：今の話はまったく先生の回答になっていない。なぜなら、具体的に例えば、檜葉町で帰還困難区域が解除されて帰れるようになったので、農業が出来るようになったので、白版の X 時点に入る。

越前谷：檜葉町がそうか分からないが、仮にという事で X 時点が到来しているという事で、

門馬：できる状態かは別に、仮に。だが、そこに X 時点に至っているのと、至っていないのを一緒にして、質問書を作成している事自体が大きな問題ではないか。滅茶苦茶な質問書だ。檜葉の仮設焼却施設の地権者の話では意向確認書が届き意向有りて回答したとの事だった。

東電は回答を拒否しているので、直接（地権者に）確認しました。

その部分（避難指示解除区域）と帰還困難区域・中間貯蔵施設の質問を団子（ひとまとめ）にして質問を作成していることは極めて乱暴だ。

本間：意見として承る。

門馬：滅茶苦茶だ。回答になっていないと言ったのは、先生の指摘に答えなくて、X 時点到達と X 時点到達していないのを大変だから、一緒にしているだけだと、言っていることが分かりますか。

本間：わかる。

門馬：意見として承ると言ったが、改善をして、と言っているのです。

本間：・・・。

北見：今回の門馬幸治さんへ提出した質問書は令和 2 年分で、営農再開の意思のありなし、を聞いている。令和 2 年の話で、どうするかです。

門馬：今の時点（R4 年）でも（先程の話の通り）あるので、それは分かっている。

越前谷：そうではなく、本間氏の話だと今の時点でなくて、将来帰って来た時にやる意思があるかの質問書なのです。（質問書から）そうは読めないが、近い将来か、遠い将来か分からないが、環境が整って皆さんが、農業ができる状態になりました、いまどの地域がそうか

の議論もあるが、檜葉町もそういう状況でもない、そういう環境がいつか来るかもしれない、来た時に、やれるかということのをいまから推測して、その時になったらやりますか、で聞いています、そういう質問、そういうことですね。

私がまとめたのは間違っていないですね。本間さん。

本間：やれるかどうか、を聞いているのではなくて、意向があるかどうかを聞いています。

越前谷：前提としてはやれる状況になったらという、IF、将来がある訳ですね。

本間：はい。

越前谷：それは将来の時点のことを、いま、意欲があるかどうかを聞いているのですね。

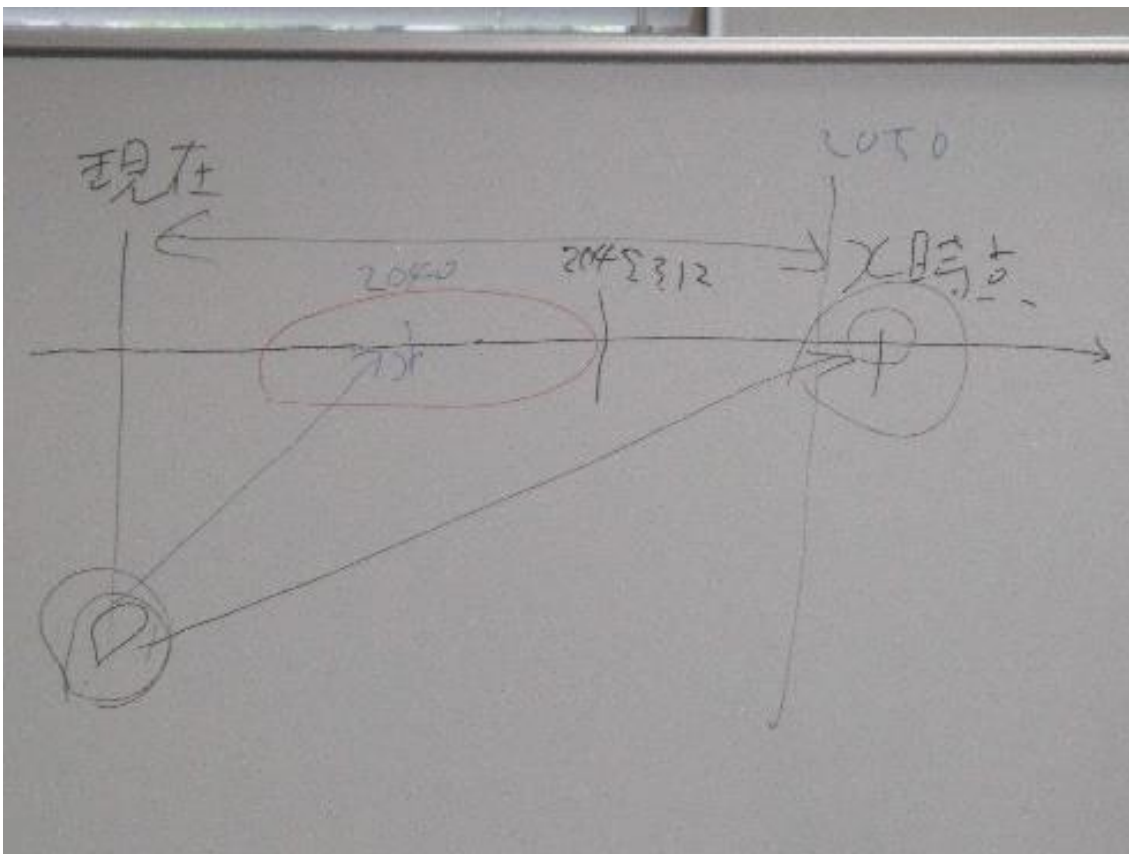
本間：はい。

越前谷：いいですね。

本間：おっしゃる通りです。

越前谷：そしたら、ホワイトボードに、この地点「赤丸○表示」で、中間貯蔵に土地を貸すことに矛盾がありますか。

IC1:0025 録画 3・21:16



本間：北見が説明した通りで、相当期間農業ができないと判断があったのだろうと、私共としては理解しています。

越前谷：「白版に立つ」じゃなくて、東電は、中間貯蔵施設は返還されて環境が当時の状況に改善されるのは、このX時点より後だと確実にそうだと思いつているという事ですか。お貸ししている方はX時点が30年以内に来ると思っていないのです。もっと後だろうと。中間貯蔵施設はその間に国から協力を頼まれたので、空き地にしていてもしょうがないし、お貸ししよう、原状回復して、国は返してくれる。その後ですよ、返還されました。

越前谷：環境が整って農業が再開できる環境が町として出来る。それをいまから見て、そうになったら農業をやりたいです。これ、成り立ちうるのです。矛盾しないんですよ。

それを東電は、X 時点は、中間貯蔵が続いている途中で必ず来るだろう、そういう推測のもとで話しているのですか。お答えください。「席に戻る」

本間：すみません、最後の部分が、(分からない)

越前谷：分からないですか。「白版へ立つ」あ、う、理屈としてあると思います。

帰ってくる時点が、「門馬：2045年3月12日」同日を記載し、2045年3月12日その状態でまだ、双葉、大熊は除染が十分でなくて、直ちに農業ができる状況ではない、例えばここ「X 時点」2050年だとしましょう。2050年には農業が再開したい意思がいまありました、というのは矛盾しないんです。

越前谷：そうではなくて、東電はそんな先はないでしょう、遅くても例えば2040年にはX 時点が来るだろう、と、例えば思っているとすれば、分らなくはないですよ。

じゃあ、2040年には農業をやれる環境は整っているけど、皆さん、中間貯蔵に貸しているから農業なんか、やれないでしょう、と、そういう事を言いたいのですかと聞いている。

本間：そういう事ではない。具体的にいつの時点をも、X 時点と具体的にイメージしているかというところではなく、そこは冒頭北見が話したように、個別にケースを見て判断させて頂いているのであり、そこは何十年という事のしきい地があるのではなく、そういうことではないという事です。

高木：今の話だが、X 時点がどの段階で、やってくるかは誰にも分からない話ですね。

越前谷：「席に戻る」はい。

高木：先ほど先生が話したように、2040年にくるかもしれないし、2030年に来るかもしれない。その時に、この状態になりました、実際に中間貯蔵施設があるので、できません。やっぱりその営農できませんと言う話になるので、どちらになるか分からないものを、この今の段階で、こちら側「東電」が決めるという事はなかなかいかないと思う。そこは如何か。

必ず2045年より後ろに行くというのは我々、決められない。

越前谷：「白版に立つ」だからですよ、その時点で初めて営農の意思を問題になるではないですか、今なんで、それを聞くのですか、それよりちゃんと、賠償をすればいいのではないですか。ちゃんと分からない、それがいつ来るのですか。IC1:0501 録画 4:0405

越前谷：先ほどから指摘し説明しているのは、やれる意思があるかどうかは、やれる時になって初めて意味がある。それを現在に遡って、その時がきたらやれますかという質問をしてやれないかも知れませんというのを聞いて、じゃあ、払いませんというのは「論理が逆転」しているのではないかということ。

東電：・・・

高木：先生の見解だと恐らく、大前提として原発事故がなければ、営農の意思があるか、というそのたぶん、前提で話をしているか。「越前谷：はい、そうです」そうだとすると、原発事故があった後は、必ず全てについて賠償しなければならないという論理に繋がらないか。

例えばそれ以外の、その後の事情で他の要因が絡んできた場合に、その要因も全て無視したうえで、賠償を続けなければならないかという懸念はあります。

越前谷：具体的にはどういうことか。抽象しすぎて分かり兼ねます。

高木：先ほどの話した中間貯蔵の契約をする、しない、先ほどの説明の中間貯蔵の契約は、営農意思ありとの話を基に話しているが、それを意思がありとするならば、勿論それはこちら側からは分からないことですし、先生のその話は勿論理解するところではあるが、ただあのう、じゃあ、中間貯蔵というものに契約をする、それはつまり、一つの別の判断として、賠償後の事情としてありうる話だ。それを全く考慮しない話に繋がる理解でよろしいか。

越前谷：ですから、(先生の話は) 損益相殺の議論としては、十分あり得る話ですね。

今回で言うと原発事故が発生した時に、損害・不法行為が発生していて、それをどう評価するかという問題であると思う。一つの考え方としては X 時点までは農業ができない、それがいつかは分からないけれども、農業ができなければそれは賠償しなければいけない。

その間、使えない間、誰か、今回は国だが、貸してくれと言われ貸した。それはその分利益得ているのだからその分控除しましょうというのには分かります。

高木：損益相殺の話、はい。例えば 2045 年の時点で営農が必ずできますという状態で皆さん一律に考えるのが正しいあり方なのですか。

越前谷：2045 年にできますとは言っていない。「高木：うーん」少なくとも地権者の皆さんは多分その時点ではできないだろうと思ったからこそ、だからこそ、地上権でお貸ししている。「高木：何度も頂く」だから、中間貯蔵に貸しているからと言って将来営農の意思がないというのは、それは違うのではないか、それは違うんだと、貸していることは営農の意思がないんだと東電は話しているけれども、それはどうしてですか。

あるとするなら、2045 年より前に農業が再開する蓋然性が高いからだというふうに話すのだったら、中間貯蔵に貸しつけることと、将来、営農の意思があることというのは、併存し得ないという主張は、主張としては分かる。でも、たぶんそうではないでしょうというのが、双葉(大熊)の人の気持ちです。

門馬：仮置き場は前回、回答保留だったが、先ほど計画が 3 年の短期だが、長いのは更新して 10 年近くの説明だった。仮置き場がスタートしたとき、中間貯蔵計画ははっきりしていなかった。全面国有地化方針から地上権も追加したその時点、時点で実状が変わっている。契約更新し 10 年近くなりしかも帰還困難区域の仮置き場はいつまで続くか分からない。

これを踏まえていくべきなのに、仮置き場は短期だったから営農の意思有りとして、帰還困難区域も賠償対象、未契約も対象、なのに中間貯蔵の地上権だけが、差別逆差別で対象外がまったく理解できないのが、農業生産者の声です。

越前谷：地上権設定契約書の文言について私も国・環境省との折衝に参加している。

で、原状回復についての文言も相当議論に上がって、少なくとも「協議が調わなければ原状回復します」と(見直しを)した。原状回復とは田圃は田圃にしますということです。これもちゃんと明記して貰っている。契約書を見れば、田圃に戻して貰って田圃に戻す意思があるということは明確である。

それを期間が長いから、将来やる気がないんでしょう、それって、いつやれると考えて話していて、この契約だとどうして意思がないと言えるのか、と、皆さんは説明が出来ていないのですよ。



東電：・・・。

門馬：門馬幸治さんは地上権の契約書、ため池の地図などを農協を経由して東電に送っているとのこと。同契約書の写しを提示し、東電は確認できる状況にある。なので、東電は越前谷弁護士が話した地上権契約内容を確認できる。北見さん確認していますか。

本間：私が確認している。

門馬：原状回復すると書いてありますね。

本間：頷いて、はい。書いてある。

門馬：だが、東電は原状回復しないような解釈に取っているのではないか。

IC1:12:44・録画4・11:41

令和3年6月4日発送 東電担当者の氏名(2名)も記録として記載している

越前谷：北見氏先程の発言は。

北見：本間の発言では原状回復については触れていなかったと思う。

本間：確認したと言っただけなので。

門馬：原状回復は確認していないということか。

北見：言及していないということ。

門馬：意味不明、どう言うこと。

本間：発言で確認とは言ったが、原状回復には触れていません。

越前谷：私が契約書の原状回復を話し、門馬氏が確認しているかと続けた。

門馬：営農の再開の意思を示す地上権契約書である「契約書見直しの経緯を説明」

高木：営農再開の意思として原状回復の義務があると指摘頂いたと思うが、地上権の設定或いは賃貸借もそうかもしれないが、原状回復義務は一般的に設けられている規定だと思うので、原状回復しなくてもいいという規定はどちらかというとな少ない規定なのではないかと思われまます。とすると、営農の意思を示す一つの根拠の推測として挙げているのは理解できるが、それを以て直ちに営農の意思がありますと評価できるのかというの、法律学観点から話すと、事実認定としてそれができるのかなというの、一寸私の方としては疑問かなと思う。

越前谷：先生は交渉の経緯をご存じないからそうお話されていると思う。環境省がなんと言ったかという、当初の契約書では返還の時に協議するとしか書かれていなかった。つまり、原状回復の義務を否定するか文言がそもそも入っていた。その時国は色々なことを考えていたと思う。中間貯蔵の跡地についてどういう風に考えるのか、ただ地権者の皆さんは、そうではない、これはあくまで一時的に貸し付ける者なので、原状に戻してください。それは更地戻しではなくて、田圃は田圃、畑は畑に戻してください。そういう経緯だったんです。

場合によっては締結前の案を証拠として出すこともやぶさかではない。

門馬：はい。まあ、ひどい内容です。「越前谷：酷い内容でした」IC1:16:24・録画4・15:24

熊本：明治学院大の熊本です。東電の方では地上権契約をしている方は営農の意思がないとそれだけで判断するのか。X時点がきたならば、営農しようと思っっているけれども、いまは、できないから、していないだけで、でも、地上権契約を交わしているわけですよね。国が使いたいというから、貸している訳ですね。じゃあ地上権契約を交わした事を以て営農の意思がないと判断されるのか。4月28日前回はこう言っている。「地上権契約者は、長期間農業

以外の収益で生活されると判断したから賠償対象外にした」と北見さんが説明しましたね。  
北見：はい。

熊本：長期間農業以外の収益で生活することと、かりに、それができてすることと、X 時点が来て営農しようと思っていることは、矛盾しないのですよ。そうでしょ。

今は農業ができないから、農業以外のことで生活をするという事があったとしても、農業できるようになったら農業をしようと思っている人がほとんどなんですよ。「北見：はい」でしょ。「北見：はい」だから、地上権契約を交わしていることを以て、営農意思がないと判断することは無茶な話です。そうでしょ。

北見：はい。そちらについては、少なくとも 2045 年以降の営農の再開の意思があるかということまでは確認していないので、あくまでも現時点でということでは話をしています。

今回請求は令和 2 年の営農賠償であるので、少なくとも 2045 年までは農業では使用しない、東電の事故が起因なので言いづらいますが、少なくとも 2045 年までは、農業の用に供さない土地だということが、契約書上で明確なので、農業の賠償からは大変申し訳ないが、外しているということです。

熊本：しかし、それはおかしい話で農業という生活基盤を、東電は奪ったのですよ。奪ったから農業で生活できなくなっているわけですよ。それを奪っておいて、農家は X 時点がきたら農業をしようと思っているのだが、その間は他の収益を探さないといけないではないか。しかし、それを探せたとしても、農業以外で生活できるだろうとあなた方が決めつけて、奪っておいてほかで生活基盤を得ているから対象外でもいいという論法は無茶苦茶です。

農業が続けられたとしたら得られた収益は東電が保証しなければいけない。それは生活基盤をつぶしたのだから。他の生活手段が確保できるかどうかなどの保証はないではないか。まったくくないですよ。特に高齢者は新たに確保することは難しい。

それを確保できるはずだと決めつけて、それで営農対象外とするのは無茶な話です。そう思わないですか。

北見：帰還困難区域は現時点では賠償対象としている。ただ、長期にわたってほかの用途で貸したいとか、売却したいとか、農業以外の用途で使う方は、賠償対象外としているので、大多数の帰還困難区域の人は、賠償の対象としています。

門馬：太陽光発電で貸した人は対象外だ、だが仮置き場は（東電の説明書では）地域等の要請があって賠償対象である。

熊本：太陽光の場合には自分で太陽光を選択している。仮置き場と中間貯蔵は自分で選択しているわけではない。自分がお願いして作ってもらった訳ではないでしょ。

越前谷：太陽光の理屈は分からない。

熊本：それは兎も角として。中間貯蔵を作るからお願いしますと頼まれたのだ。仮置き場にしたいから頼まれたので、（東電説明書にある）余儀なき仕儀です。余儀なき場合と太陽光の場合を同じにするのは滅茶苦茶な話です。

越前谷：なおさらというのはある。太陽光の理屈は、私は分からない。太陽光に貸し付けても損益相殺の対象にはなるかもしれない。営農の意思がないわけではないです。

熊本：ややこしくなるから（笑い）

門馬：いまの仮置き場も仮設焼却場もセメント固型化処理施設も特定廃棄物埋め立て処分施設（旧フクシマエコテック CS）も中間貯蔵も福島復興のために頼まれたから、止むを得ず貸しているわけです。その部分に賠償対象と対象外で分かれるのは何が違いがあるのか。

違いがないではないか。IC1:23:12・録画5・00北見氏（国に）頼まれて貸しているということに違いがありますか。仮置き場は地域等からの依頼でと（東電説明書に記載）質問を繰り返す。

北見：頼まれて・・・、まああのう、公共事業のために貸している事では変わりはないです。

門馬：まったく同じでしょ。

北見：頷き、はい。

門馬：越前谷先生の話と合わせて見ていけば、地上権を外すことが無茶苦茶なことだ。

熊本：「レジュメを当方と東電に4部手渡す」それに関連して、レジュメの1番、仮置き場が営農賠償となる理由は、中間貯蔵施設にそのまま当てはまるという処、東電のよくある質問へのご回答という資料に休業を余儀なくされたご質問があり、それに対する回答が仮置き場となって休業できない場合は営農賠償になるのかという質問に対して、「地域等の要請により仮置き場とされることを余儀なくされた場合においては、農地として利用可能となるまでは、休業賠償の対象と考えております。」

だから、余儀なくされた場合というのは、やはり休業賠償の対象となるんですよ。それとまったく同様に中間貯蔵にも当てはまる。中間貯蔵も地域等というか国の要請により、余儀なくされた場合にあたる。だから、農地として可能になるまでは、休業賠償の対象となるはずですよ。仮置き場と中間貯蔵施設とどう違うのですか。

北見：えーと、えー、ちょっとすみませんあのう、ご理解頂けない処だとは思いますが、えー、仮置き場はあくまで短期的な契約になっておりまして、地上権契約は長期的な事になっているということが違いです。

熊本：ちょうどレジュメの2番に触れたので、短期と長期について2番に書いている。

短期は賠償対象で長期は賠償対象という今の説明ですね。ずっとその説明していますね。

それを普通に考えて、物事の筋道、条理に反する。それは、損害期間が長くなるにつれて、損害賠償額を多額にするのが当たり前の話である。普通に考えてそうでしょ。損害期間がずっと長く続けば続く程、損害賠償額が多くなるのは当たり前の話である。ごくわずか短ければ賠償額は少なく済むかもしれない。無視することもあり得る。「高木：少し首を傾げる」漁業補償の場合、本件と同じように海を一定の海域を工事で補償する場合、制限補償というのが、制限補償（期間補償）の算定の仕方は、期間をn年として制限期間率をかけます。

熊本：全く陸地にして消滅した場合の補償、消滅補償額に対してこの制限期間率をかける。その制限期間率そこに数式を書いています、nが大きくなればなるほど、つまり制限期間年数が多くなれば、rのn乗は大きくなります。だから、1プラスrのn乗分の一というのは、小さくなりますね。1からそれを引きますから、差し引いて大きくなっていく訳です。

それで、nが無限大になっていくと、1プラスrのn乗分の一が0に近づいてきますから、1に近づいていくわけです。こういう算定式で計算するのです。制限期間の長ささと制限補償の額との関係というのは制限期間率をかけることによって、調整算定することになっている。

単純に言えば制限期間が長くなればなるほど、補償額も多くなるということです。それは当たり前のことである。それからただ例外として、受忍限度論というのがあって非常に軽い損害の場合には、我慢できる限度内だから補償しないという受忍限度論もある。騒音公害等ではよく適用される。だからごく軽い場合は省くというのはあり得る。例外的に。

ところが東電はまったく逆に短期は賠償対象としました。長期は賠償対象外とします。短期は賠償するけど、長期は賠償しないは、まったく無茶苦茶で常識で考えてもあり得ない論理を使っている。しかも短期と長期を分ける基準が何年かと聞いても、まったく不明確であり、そんな無茶苦茶な話がありますか。これは長期だ、例えば 3 年が長期かと聞かれれば、それは長期だから賠償しません。そういう回答も可能になっているわけです。

1 年でもそれは長期だから、賠償しませんということも可能になります。

なんで、短期の場合は賠償するのに長期の場合は賠償しないのですか。

熊本：関連するからレジュメの 3 に行く。IC1:29:46・録画 4・06:41

その根拠は、地上権契約者は長期間農業以外の収益で生活されると判断したから、賠償対象外にしたと述べています。

こんな論理が認められるなら、新型コロナの休業補償で休業期間が短期なら休業補償するけれども、長期ならほかの仕事やるでしょう、他の生活手段見つけて生活するでしょうと、だから休業補償払いません、という論理とおんなじです。無茶苦茶ですよ、これ。

熊本：これまで皆さん体験しているから、無茶苦茶さは肌で分かりますけれども、無茶苦茶論理と同じです。漁業制限でも制限期間が短期なら補償しますけれども、長期なら補償は不要と、それは長期に海を使用するから、その期間漁業以外の生活手段を見つけてでしょう、補償しませんという論理とおんなじなんです。

熊本：そんな論理が成り立つわけがないので、コロナにも漁業補償にも、そんな論理は適用されないんです。

地権者がお願いして中間貯蔵施設にしてもらったならともかく、地権者に国がお願いをして、中間貯蔵施設用地にしておいて、言い換えれば、長期に生活手段を奪っておいて、長期なので、他の生計手段は得るはずというのは、成り立たない。

このレジュメ 2 と 3 について如何に答えますか。

北見：・沈黙・先生おっしゃる通り、損害期間が長くなるにつれて賠償額が高くなるというのはおっしゃる通りだと思います。

熊本：では、なぜ、そうしないのか。

北見：というのが前提で、今回は、損害期間が長くなるにつれて IC1:31:58、あのう、あのう、農業賠償なので、ごめんなさい、農業自体に使用される期間が長いのか、ということで、損害期間の話では、あの、ありません。

熊本：他の生計手段を確保できる保証など全然ないですよ。まず、難しいですよ。

それを得るはずだと、決めつけて農業で生活を出来なくしておいて、他の生計手段、見つかるだろうと、言うことで営農賠償しない論理はない。あなた方が他の生計手段を提供しますと、東電の方で見つけてこれで、働いてくださいと確保して収益を保証するならそれでもいいが、それでも。そんなことやっていないではないですか。



農家が勝手に見つけて、見つかるはずだというそういう対応でないですか。

東電：・・・沈黙・・・。

門馬幸治：こちらの先生の声は聞こえるが、東電側は聞こえにくい。

東電の声はいい訳しか聞こえない。

門馬：熊本先生の問いについて回答をお願いします。IC1:34:04・録画4・11:02

高木：まず、前提の問題として、先生の作成したレジュメだが、損害期間が短期の場合は、賠償する、長期の場合は賠償対象外と書いているが、結論として、結果としてこういう結果になっていると言う趣旨であれば、理解できるが、当社側としてそのように反しているのではないということがたぶん大前提、北見氏本間氏を見て、よろしいか。「本間：頷いてその通り」そこを理解頂きたいところが正直あります。

短期か長期で判断している訳では必ずしもなくて。

熊本：それは分かっています。他の生計手段で成型するだろうからと入っています。

それがレジュメの3です。

高木：他の生活手段で生計するだろうからというよりも、こちら側として話しているのは、まず、営農の意思があるかないか、が判断基準です。

熊本：地上権契約者は皆さんX時点がきたら、営農しようと思っっているんですよ。それは間違いがないですよ。「

門馬：はい。だから、それが前提なんですよ。

だからそれが2045年以降になりそうだから、その間ほかの仕事を見つけたいと、生計を確保したいと思うのは、当然じゃないか。

その間ですよ。2045年になったらX時点がきたら農業をやるのですよ。それが前提です。

熊本：しかし、他の生計手段を確保したいと思うのは当然のこと。それと、仕事とは収入を得る為だけではなくて、やりがい、生き甲斐の点でも必要なんです。だからなんかの仕事をいまやりたい、と思うのは当然である。それをやったから営農の意思がないというのにはならないでしょう。X時点がきたら営農しようと思っっているのだから、なぜ、営農の意思がないと判断できるのですか。

高木：営農意思がないと判断しているわけでは、必ずしもない。こちらの話は短期の契約をしている時に、営農の意思があるかないかを判断するのに、一つの材料として判断しているに過ぎない。「越前谷：頷く」そこはお分かり頂けるか。

門馬：意味が分からない。「高木：どの辺が」今迄仮置き場は短期だから営農の賠償対象、営農の意思ありと判断していると、中間貯蔵は長期だから営農の意思ないと判断しているとの回答であった。それが、今の話が分からない。

熊本：「門馬に話す」私の説明では営農の意思がないとまではいっていない。そうではなく、他の生計手段を、得るだろうと、だから営農の賠償はしないと、そういう説明ですね。

だが、他の生計手段に今着いたからと言ってX時点で、営農の意思がないとなぜ判断できるのですか。IC1:37:29・録画5・14:21

越前谷：（東電が）何をどう推測してどう判断しているのか、判断の思考過程をもう一度説明してほしい。短期と長期がどう違うのですか。「熊本：そうです」

門馬：何回聞いても分からない。短期と長期がどう違うか説明下さい。

北見：はい。農地の賠償は2045年の未来の話ではなく、現時点で営農再開の意向があるの  
かないのかということをお先ず前提として、・・・。

越前谷：それは、本間氏が言った話と違うのですか。

本間：一寸、言い方があれだ（違うが）が、意図は同じです。あの、

今の意向として将来的に戻れるようになったら、「北見氏を見て、北見：はい」、営農の意  
思があるのかないのか「北見：そうですね」どんなつもりでいますか。

越前谷：北見さんの話も、具体的に何年と言わないけれども、将来X時点において「本間：  
頷いて、はい」ということですか。

本間：頷いて、そうです。「高木：北見氏、本間氏の方を向き話を聞く」

北見：今はできないので「越前谷：今はできないので、」できる条件を整えば、営農の再開  
の意思が「越前谷：今あるかどうか」いま、はい、そうでございます「越前谷：はい」

北見：で、そう言った中で、仮置き場は、ここはすみません、納得頂けないところだが、  
あくまでも短期的な土地の使用ということで、あのう、実態として長くなっているケースも  
あるが、仮置き場の契約書自体、当社に提出されているものを確認したところ、やはり、単  
年の契約であったりとか、あのう、えーそれが、継続して更新していることが、少なくとも  
当社に提出されているものではそれがほとんどでした。

はい、あのう、そう言った事も踏まえて、あのう、仮置き場についてはあくまで短期的な  
ものとして整理をしているので、その後の営農は、あの、可能だろうということで、賠償の  
対象としています。

北見：一方、地上権は少なくとも2045年までは、農業ができないということをお、契約書で  
明らかに意思表示をしているので、あのう、少なくとも、あのう、2045年、その先を話す  
つもりはないが、2045年までは営農再開をしないという（生産者の）考えであるので、当  
社はそう考えているので、あのう、賠償対象外としています。

越前谷：そうすると、質問（意向確認）の前提としては、東電としては2045年前に農業再  
開の環境が整うだろうという前提での質問だということですか。

北見：X時点は当社としては、まったく、あのう、想定していない。大変申し訳ないが。

越前谷：そうすると、X時点より前であれば、20年であろうが、1年であろうが、変わらない  
のではないかと。農業を再開できることになれば、農業をする意思があればいいのでしょ。

そこは、2045年に可能となると、思うか思わないか、という違いだけではないですか。

東電は絶対それより前に、再開できるだろうという、確信があるのですか。

北見：繰り返しになるが、X時点は、まったく、あのう、当社としてはまったく分からない。

皆さん、そういうが、誰も分からないものであると思います。1C1:47:37

越前谷：そうするとスパンで言うと、短期も長期もないのではないですか。

門馬：そう思う。X時点が分からないのであれば、短期も長期もないと言う話だ。

越前谷：再開できる状況になるまでのあいだ、1年貸そうが、5年貸そうが、10年貸そうが、  
変わらないですよ。

東電：・・・。「越前谷：違えますか」

本間：入口のところの当社の考え方を説明すると、冒頭北見が話したように、まず、2017年に将来分（2019年まで）を一括賠償している。それは、3倍相当額（3年分）と言っているが、一括賠償している。ただ、その後何年もたって、実際に発生した損害が、どれくらいかを想定すると、それでは足りないケースが出てくる。当然。いろんな方がおり、今も帰還困難区域の方もいれば、解除区域の方もいる。で、で、我々がまず考えているのは、えーと、例えば、解除済みの方で言えば、例えば、解除されて、除染も終わって、そこに戻って営農再開しようと思っているのだけれども、再開できない何か特別な事情があるか、もし、そういう特別な事情、東電は余儀なき事情と言っているが、そういう余儀なき事情がある場合は、しっかり、事情を聞いて損害額を算定して、支払い済みの3倍相当額で足りない部分、追加賠償をする。これが東電の考えだ。とすると、避難指示が続いている地域は、当然この余儀なき事情が継続していると考えています。

本間：なので、前回、玄関の戸が開いているのか開いていないのか、という表現の質問があったが、そういう意味では玄関の戸は開いています。

ただ、ただ、そこで避難指示区域の中なのだけれども、じゃあ、避難指示区域だからだから一律に、余儀なき事情があるのか、ないのか、と考えていくと、そこには農地の扱いの保証が様々ですよ。例えば、農地を売却しているところであれば、それは休業補償とせず、余儀なき、余儀なき事情にないと我々としてはしているという考え方です。

で、じゃあ、仮置き場はどうなんだという、実際に延長を繰り返して10年とかになっているのは、指摘の通りだが、その構想としては、あくまでも短期間を想定していた。

なので、数年後には戻って、再開する意向があるということで私共は余儀なき事情の対象とする。ただ、一方で、中間貯蔵施設に農地を提供する方には、これはすみません、売却なのか、地上権設定なのか、当初そう言う話はないが、中間貯蔵施設に農地を提供している人は、少なくとも30年農業に使う土地ではないと判断したのだから、それは私共としては、流石に営農する土地として扱うことは難しい。こういう考え方です。IC1:45:12 録画 6.00

越前谷：だから前段として農業が可能となった土地において、農業ができない事情がありますか、と、調査する必要があると話したじゃないですか。「本間：調査する必要がある？」事情を伺うと、「本間：頷いてはい、はい」可能な状態になっているのに、やれていない方に対して、やれない事情を聞くと、それは私もその通りだと思います。「本間：はい」

度々話しているように X 時点になれば、やれるわけだから、やれない事情がありますかと聞くのは当然である。それとイコールではないでしょうということを、何度も話している。

現時点ではまず農業ができない状況にあります。

本間：・・・。

越前谷：結果は1年間貸している方も、1年間は農業をやる意思がない。変わらないですよ。それはどっちが先なんですか。農業をやる意思がないから貸しているのか、農業をやれないから、やむを得ず貸しているのか、それが、順序が逆になっているのではないですか。一番最初に話したことなのです。やる環境があって、事故がなければやっていました。でも今は現実にはやれないですよ。皆さんも認めているところです。で、やれない状況になって、貸してくださいと言われれば、分かりました、貸しましょう、で、貸したら収益が上

がったので損益相殺する、それも分かります。

そうではなくて、やれない状況だから、しょうがないから貸しているということをもって、やる気がないのでしょうというの逆ですね。

東電：・・・。

越前谷：どういう因果の流れですか。

東電：・・・・・・。

越前谷：やりたい、やれない、じゃあ、貸そう。やりたい、やりたくない、貸します。

じゃあ、払いません。スタート地点で間違っています。

東電：・・・。

本間：あのう、私ども決して、30年貸しているから、やるつもりがない、やりたくない、と考えている、判断しているわけではない。それは。

越前谷：何なんですか。

本間：今の書類上も、まずは、再開の意向を・・・。

越前谷：そうすると、あれか、営農の意思と関係がないのですか。

本間：休業賠償なので再開の意向があるのが大前提で、・・・。

越前谷：そういうことではなくて、10年貸しているのか、30年貸しているのか、というのは営農再開の意思を判断する一材料として(判断の)条件としている訳ではないのですかね。

「高木：本間氏の方を向き注視して回答を待っている様子」

そういう枠組みではない。

北見：あのう、2045年での営農、ああ、(首を横に振り、)再開の意思ということでは少なくとも、確認しているということではございません。あくまでも現時点での、2045年時点で、営農をするか、しないかというのは、その時の方が判断することだと思っている。

越前谷：北見氏の話し方がよく分からない。

現時点においてはいつのことを考えているのですか。

北見：現時点とは、あのう、(今回意向確認した)令和2年の内容を門馬幸治氏に確認させて頂き、令和2年の状況を令和3年(度?)昨年、確認させて頂いているので、昨年の時点です。

越前谷：そうすると北見さんと本間さんの話は(説明内容が)違いますよ。

X時点の意思ではなく今の時点の営農の意思なのですか。IC1:49:45

本間：いやいや、今は状況から営農ができないので、・・・。

越前谷：そうなんですか、北見さん、どういう意味ですか。

北見：えいと、いまの令和、時点で将来あのう、営農再開の条件が整ったら、再開するかどうかということを問うています。はい。

越前谷：それって、2045年のことを聞いているのではなく、いまのことを聞いているということ、意味ですか。

北見：・・・。

越前谷：いま、将来のことを聞いているのですよね。

それは2045年のあとかもしれないでしょ。



北見：・・・。

越前谷：その先 2045 年でないのです、現時点のことを聞いているんです。というその質問が地権者の皆さんを混乱させているのですよ。そうじゃないですよ。書いていますか。ちゃんと、まあ、書いたかどうかはともかくとして、北見さん、「北見：はい」いま言っていることが、すごく紛らわしい。「北見：はい、すみません」

本間さんの理解で正しいですか。

北見：・・・。下を向いて小さく頷き、はい。

越前谷：正しいんですね。「北見：小さく頷く」じゃあ続けて下さい。45 年でなくて、将来のことですよ。「北見：下を向き続け、小さく頭をゆするが、意思表示かは映像上不明」

本間：よろしいか、あのう、30 年という期間をもって、私共が再開の意思を確認している、していない、ことですけれども、やりたくてもできないのか、そもそもやるつもりがないのか、30 年の契約をしているから、どちらなんだいという判断をしている訳ではない。

そこは、ご理解頂けると思うけど、そもそも大前提としてまあ、やりた・・・。

越前谷：ご理解していません。そのように話していると思っていたから、そうではないのなら、それを説明してください。

本間：まず大前提として、将来、いまは帰還困難区域ですので、(営農が)できないので、環境を整えば再開する意向があるか、ないかということをお入り口で聞いている。そのうえで、帰還困難区域の方に限って言うならば、あー、当然、帰還困難区域であれば再開できない余儀なき事情が続いている訳であるから、休業賠償の対象となるわけで、休業補償として我々もそう思っています。

ただ、原則があれば、例外があり、例えば仮置き場で賃料収入がある方は、控除させていただきます。これはそうしています。

越前谷：損益相殺です。

本間：はい、それは、そうです。一方でいま、指摘があったのは中間貯蔵施設で 30 年の地上権が、売却もあるが、30 年の契約をしたということは、30 年間そこで農業をしない意思決定をしたんですよ、だとすると、それは私共とすると、あのうほんとうは戻ってやりたいのだというそういうことではなくて、それは私共、余儀なき事情としては扱えないですよという事を話しています。

越前谷：だからどうして、地上権を設定したのか、ということなのだ。

本間：・・・。「北見：下を向き続ける」

越前谷：地上権を設定したのは、農業がやりたくてもやれないからなんです。違いますか。

(注記：中間貯蔵事業がなければ、帰還困難区域で営農の意思があれば賠償対象であった。)

本間：・・・。

越前谷：そう、考えていないということですか。

本間：いや、そんなことない。

門馬：根本的な認識が違ふと今日話を聞いて感じている。

越前谷：それ以外ありえないですよ、だって、地権者の皆さんはやりたいのだけれどもやれない状況、いままさに立ち入りも出来ない状況にあつて、やむにやまれぬ事情で、必要と

されたから、じゃあ、お貸ししようと、そういう流れですよ。 「本間：はい」

それが、翻ってそもそもやる気がなかったことなる、と言う風にしか聞こえないのですよ。

そうじゃないのですか。決断をしたということは、決断をすることが、その大前提を揺るがす事情になるのですかね。それは、決断はしましたよ。使えないのでその間貸します。

「本間：領いて、はい」それは1年間貸そうが、この一年は仮置き場にする決断をする。1年は農業はやらないです。それは30年も同じですよ。 「本間：領いて、はい」  
損益相殺は分かるんですよ。

東電：・・・

越前谷：原発事故によって農業を断念せざるを得なかった事情が生じた。本来賠償対象になります。ただ、他に貸して（賃料が）入ってきました。決断しますよ、その一年はやらない。じゃあ、その分は控除しましょう。それは分かります。

その事と30年貸すことを決断しました、ということと何が変わるのか。

そうするとやる気がなかったことにはならないと話しましたよね。 IC1:54:56・録画6・0:09:49

本間：あの、本人の意思がどうだったかという事は、私共としてはあのう測りかねるところがある。ただ、30年という長期の期間にわたって、中間貯蔵施設に用地を提供するという事は、客観的に見ればそこで再開する意向があるとまでは、私共認められないのではないかと、考えているところです。

高木：類型的な判断です。あのう、個別の事情があると思うが、話しているのは、結局この多数の当事者の方を一律に扱わなければいけないというのがあるので、そういう意味で言うと、じゃあ、どこが順当なのかという、あのう、やはり判断せざるを得ないところがある。その場合、結局この多数の方に至るといって、やはり地上権の契約をしている方は典型的にどうなのか、一般的な話として、じゃあ、意思があるとみるべきなのか、ないとみるべきなのかということをお話しているということが、たぶん、あのう、こちらの話です。

越前谷：ですから、たとえば、来年にはもう皆さん、はじめられそうですねえ、という状況において、30年貸しましたということは、それは一寸、やる気ないですねえ、というのは分かるんですよ。

高木：でもそれは、あり得る話ですよ。ないわけではないし、こちらとして出来るだけ早く復興を求めているところではある。後はもちろん、来年、そういった状態になる、それは素晴らしいことだと、もしそうならそれとは逆に、じゃあ45年の縛りといのは、非常に問題になってくるという処はあります。

越前谷：それがスパンとして考えているということなんですか。

高木：いや、それはこちらとしてはどちらになるか分からない、ということは先ほど話している通りで、どこになるか分からない以上我々は、判断できませんというのが、こちら側のスタンスということですよ、ということしかお話しできない。それはやはり、国の政策の問題であったりとか、当社だけで決められる問題では全然ないので、すると、いつX時点が成立するのかということは、こちらから何か判断をする、この時点がXですよ、という立場にはないというのが当社の立場です。

熊本：それは国や東電がどう考えようが、セシウムの半減期は変わらないのですよ。

(137は) 31年ぐらいですね。だから2045年というのはむしろ短いぐらいで、それより早く条件が整うということとはとても考えられない。それがあって、仮に越前谷先生の話のように来年再開できそうだという条件があって、30年、2045年までの契約を交わしていたら、それは、やはりやる気がないと判断されても仕方がないけれども、2045年という数字は、これはむしろ短すぎるぐらいの数字なんです。それは国や東電がどのように考えようが、セシウムの半減期が31年である以上は、大体みなそれは分かっている訳ですよ。

だから、2045年まで契約を交わしたからといって、営農の意思がないと判断するのは、無茶苦茶な話。国や東電の判断にかかわらないということです。

越前谷：実際どうなのですか、地上権の契約、例えば年割にして考えた時に損益相殺という考え方で相殺したとしても、東電が話している程でもないのではないですか。「門馬に話す」  
門馬：農家の方々、畑の方ではいろいろキュウイやナシを作ったりしている。

今の損益相殺の考え方で言えば、仮置き場の方は平米当たり田で189円/年。畑で144円/年。田圃で言えば営農賠償は千㎡で6万円弱だ。

中間貯蔵施設は30年間で84万円なので、これを補償コンサルなど専門家が今の国債の利回りや諸経済指標などの水準から比較して、84万円を30年で割った数字1年あたりが現実的だろうということです。とすると、6万円弱の半分ぐらいの賠償金を支払う必要があるということになる。今日はこの数字を出す予定はなかったが、余りにもひどい話なので話をした。で、例えばナシだとキュウイだと千㎡あたりの農業収益は仮置き場の賃料144千円や米の生産収益以上の収益があるようです。

私は数字を承知しているが、あるようです。その数字は東電の方が賠償請求に記載があるので承知しているでしょう。

従って田圃の仮置き場は年間契約では損益相殺で賠償にならないが、約6万円の賠償額から18万9千円を差し引くからです。ですが、契約年間でなく、スタートした2-3カ月とか、終わりの期間だけの場合は約6万以下の場合、賠償の対象になる場合がある。

現実問題として賠償金を損益相殺で出さないでもすむ仮置き場は、賠償の対象にしており、損益相殺で計算すると賠償金を出すことになる中間貯蔵の地上権は対象外にしているということになっている。言い方はよくないかも知れないが、お金を出したくない東電の魂胆が見え隠れする。IC2:00:55・録画6・15:50

門馬：わたし、今日更に話を聞いて分からなくなったのは、仮置き場(等)は3年計画とか5年計画だが、東電の都合で短期だと言っているが、一時的だとか、契約更新は10年近くになっても(トータル契約期間になっても)まったく考慮しないとかは理解できない。

未契約の方、私は田圃を所有し未契約ですが、あと10年経ったら中間貯蔵の残存期間が13年になる。その場合、あと13年の場合は営農賠償の対象になるのかならないのか不明だ。

一つ聞きたいが、「北見：はい」同じ中間貯蔵なのに未契約は何故営農賠償の対象なのか。

北見：未契約者は契約を締結していないので、当社として現時点で営農再開の意思を否定することは一客観的にできないということから、賠償の対象としている。「資料を読み回答」

門馬：帰還困難区域とうことですね。「北見：はい」そういうことだね「北見：はい」

とうことは、私のようにどうしようか、X地点が短くなったらやろうか等と悩んでいる、

未契約の方が、2045年まで営農の意思を続ければ、営農の賠償の可能性はあるわけですね。可能性ですが。

北見：そうですね。将来的な事はあとう、置いておいて、

門馬：帰還困難区域とあわせて。

北見：可能性としては、あります。「門馬：ありますね」頷いて、あります。

門馬：可能性としてあるということは、地上権の方が、未契約者のかたよりも金額的に低額になる可能性もあるわけですね。可能性ですよ。

北見：はい。

門馬：その賠償の説明を農家の方々にして、農家の方々が納得するとは到底思えませんね。なんか、東電は、はじめから農家を騙したのではないかと捉えた取り方をしますよ。

ここに来る途中でも、農家の方からラインをいただいて、強い言葉で言われている。

まず、(このことも)常識から外れている。先程の論理的な話でもそうだが、・・・。

熊本：レジュメの4番に書いているが、未契約者が賠償対象で、地上権契約者が賠償対象外ということは、きわめて不可解な話である。東電としては地上権を契約してほしい訳でしょ。ま、売買かいずれかの方法で土地を使いたい訳でしょ。未契約者の方が金銭的にプラスで、契約をしようとする気にならないのではないですか。そんな、方法を何で取られているのか、さっぱり分からない。

門馬：もともと中間貯蔵は仮置き場と同じで、東電がばら撒いた放射能の汚染土を、仮置き場も一時的に、中間貯蔵もセシウム 137 の半減期からすれば一時的ですよ、そのためにそれぞれ一時的な保管場を作っている訳ですよ。目的がまったく同じではないですか。

だから、熊本先生の話のように原発事故を起こした当事者としては中間貯蔵の地権者が地上権なり売却なりして、汚染土壌の保管場の確保に、地権者に協力してください、というスタンスではないですかと、熊本先生は話したのだ。違うんですか。

北見：・・・・・・。

門馬：違いますか。

北見：・・・・。そうですね。一寸、あとうすみません。そういったお考えはその通りだと思いますが、ただ、農業賠償ですので、必ずしも一致はしていないと思います。

門馬：同じじゃないですか。

熊本：レジュメに書いていますけど、2045年まで営農ができない、まああとう、

X年まで営農ができないのは、未契約者も地上権契約者も同じですよ。

で、違うのは収益があるかどうか、それは損益相殺で控除されればよいだけの話だから、ただ、それだけなんです。営農賠償は等しく未契約者であろうが、地上権者であろうが、すればよく、後は損益相殺やればよいだけの話なんです。

そうすると、制度的に理解できるんです。

門馬：仮置き場との比較もそうだし、帰還困難区域との比較もそうだし、未契約者と地上権者との比較もそうだし、ぜんぶ整合性が取れる。「熊本：とれる」今の東電の説明はそれぞれがまったく整合性が取れない、お話なので、だから農家の皆さんは、東電は何を言っているのだろうということで、(東電の言うことが)理解できていない。IC2:07:14・録画7・00:00



門馬：先ほど意向確認の話がされたが、私が知っている地上権契約者は、去年は意向確認の書類が来たが、今年は農協経由して送られて来ていないとのことだった。玄関の戸を閉めているから、今回の平成2年分だが、そうですね「北見：頷く」それさえ、来ていないという。

そういう扱いでよろしいのか。平成2年の意向確認は行わないということによいのか。

本間：私が説明した余儀なきご事情（仕儀）に該当しない。

門馬：余儀なき事情に該当しないので、意向確認をしないということですね。

本間：えいと、届いていないという方は、そういう可能性があります。ただ、個別の内容を拝見しないと分かりませんが。

門馬：そんなの、個別の内容を把握する必要など、ないではないか。地上権契約者と話しているのだから、畑か田圃を地上権で契約した人が、令和元年分までは来ていたけれども、令和2年度分は確認の通知書が来ていないと、いうことです。

本間：持っている土地を全て地上権契約したということであるならば、そうかもしれない。

門馬：私は持っている土地全てなどといっていない、田圃とか畑についての話で、宅地はどうしたか知らない。山林はどうしたか知らない。営農賠償の話だ。

本間：なので、届いていない理由は中身見ないと分からない。

門馬：質問の仕方を変えれば、仮に畑と田圃すべて地上権にしのなら、営農の意向確認の書類さえ送っていないということによろしいですか。

本間：頷いて、その通りです。

門馬：じゃあ、完全に玄関の扉を閉めたということだね。「北見：何度も小さく頷く」

これもこれからきちっと交渉して行かなければいけない問題です。

越前谷：損益相殺で処理して頂ければ、賠償という次元においての不公平というのはいないんですよね。余計な分断は生まないし、それは公平でもあるし、不都合はないと思うけどね。

あのう、それはご面倒はあると思いますよ。そこで差異を設けることによって、結局、町民に分断を生むし、不満は高まるし、基本的にまあ、法律論ではないと思うかもしれないけれども、公平かつ十分な賠償というものはそういうもんですよね。本来は。

理論的にもそれが、おかしくないと思うんです。仮に2045年をむかえて賠償が続いたとすれば、その格差というのは顕在化する訳ですね。あなた方がいったん地上権を設定して、営農の意思がなかったのだから、そこで営農の意思が復活することが無い、あなた達は賠償しません、その後も契約しなかった方は引き続き賠償しますよ、となり兼ねない訳ですよ。

20年先だから分からないですけども、そういう危険を帯びている訳ですよ。

皆さんの決定は、非常に法律論的にもそうですけど、政治的にも問題が大きい。

(注記：2045年3月13日以降営農したらどうするのか、遡って賠償するのか)

熊本：2045年になって地上権契約者が自分たちは営農の意思をずっと持っていたんだと、これから営農したいと言った時に、東電は、あなた方は地上権契約を交わしたのだから、営農の意思を放棄したものとみなすと、答えられるのですか。

東電：・・・・・・。

熊本：そう答えられるのですか。

本間：もう一度よろしいか。



熊本：2045年になりますよね、「本間：はい」そうすると、中間貯蔵が終わりますよね。

「本間：小さく領く」そうしたら、その時から自分達は営農したいと、そして、営農の意思はずっと持っていたし、これからも営農が出来るようになったから、営農すると、地上権契約者が主張した場合に、東電は、いやあ、あなた方は地上権契約を交わしたのだから、30年間農業しない更新しないということで、交わしたんだから、もう、営農の意思がなくなったものとみなす、今さら営農の意思があると言っても、それは通用しないと言うのですか。

本間：ただ将来の過程の話は、この場では申しあげられません。

熊本：ただ、無茶苦茶です。

門馬：(東電の)論理性にも一貫性がない、時間的な部分を含めてである。

まったくその場しのぎで、場当たりのです。

磯野：熊本先生が疑問に持ち話されたことと、まったく、ほとんど同じことだったです。

その前提として私は、今日両方の話をキチンと聞いておきたいということがありました。先ずは感想です。本当にキチンと補償していないということで、この問題が起こってくるんだろうなと思いました。で、その時にですね、今、例えば中間貯蔵施設というものがなぜ必要になったのか、ということから、先ず抑える必要性があります。

要するにダムをつくるのともまた、違うんですよね。道路をつくるのとも違うんですよね。で、結局、こういう災害を引き起こしたために、そのう、引き起こされたために、止むを得ず、前の生活を継続できなくなった。基本はそこですよね。先程からずっと議論されていたように、そこがなければ、その先の議論はないはずですね。私がつくづくと思っていたのは、中間貯蔵でなく、**南相馬**の方に住んでいる方で、津波被害に遭った方がいるんですね。南相馬は、そう、小高の方ですから、放射線線量は中間貯蔵や帰還困難区域よりはずっと少ない、まあ、そういうところでやはり農業をする、本格的に農業が出来るようになるのは、どうしても20年ぐらいかかるだろう、要するに津波の被害に遭っているから、これも同じですよ。どうしても、30年40年被害が元に戻して、キチンとやっていく為にはそれくらいの日程が必要です。

その人はその間は、農業的な利用はできないことは分かっているけど、つまり、キチンとした収穫を上げることはできないけれども、その間に少なくとも土地を農業ができるような土地にしていくな、という言い方をされたんですね。

で、それは5年10年の単位ではないんですよ、やっぱり、要するに期間が長期とか短期とか言うように、そう簡単な問題ではない。

帰還困難区域がそうですよね。帰還困難区域は一般論がそうですよね。

すぐに農業として生産性のある農業ができるかというのは、できるかという問題は、これはまったく未知数な訳ですよ。だから、だからこそ、賠償、補償するという考えが出てくる訳です。一方で、こちらの方はどうなんだろう、ということを考えた時に、私が一番あれっと思ったのは、未契約者の場合には賠償対象としている話です。

で、譲渡した人に対してはもちろん、何もしない。これは農業をする意思がないのだから。仮置き場の場合はどうかと3つの段階を持って議論されて、で、譲渡してしまった人は、営農補償を得られる分だけの、補償を得られているんだろうか。

磯野：その事も合わせてどう考えるのかという、ことを一寸と思ったんですけれども、要するにそちらはこっちに置いておいて、どうして、未契約だったらいいのですかね。

分からないんですよ。つまり、何を先ほどから何を言いたいかというと、仮置き場や中間貯蔵施設を作りたい、その原因を作ったのはやはりあくまでも、残念なことだけれど、東電ですよ。これはもう、最高裁の判決も出ている通りに、どうしようもないですよ。で、そういうことで、住民の側が、いや、所有者の側が何故応じたのか。

例えば、営農賠償を出すということが、分っていて、ここに出てきたようなさまざまな条件が分かっている、もしかしたら、すべて営農の方に結びつくようなことが、できる可能性があるということが分かっていたら、もしかしたら、みんな誰も、キチンと積極的に中間貯蔵施設には賛成しなかった。わたしは中間貯蔵施設をつくるかどうかということで、大もめにもめていた地権者たちの話を聞きました。で、その時には、どうだったかということ、ほとんど、絶望感ですよ。で、その絶望感の中でこの地権者会の方たちは、何とか30年後には昔の生活を取り戻したい、つまり、それは農業を取り戻したい、そういうことを考えて地上権を選んだんじゃないか、そういう方法を編み出したんじゃないですか。絶望感の中で、譲渡する以外に方法は無いよね。それをやらなかったら村八分になるという気分みたいなものが、おありになったんですよ。ね。土地を売らなかったら、後の福島県の人達の9割9分の人達から、どう思われるかということを考えてみて下さいよ。

で、そういう中で、ようやく編み出した地上権の設定という方法でしょう。その時に、だからイコール営農するつもりはないんだということを、(いうのは)一寸違うのではないですか。

やはり、本質的に、問題を組み立てる前提をどう作っていくのかということ、考えながら、やはりやってほしいということなんですよ。

で、議論は熊本先生の話されたように、いろんな事があります。

で、どう考えるか、私もこういう補償の方式はおかしいなど、いろんな処でしますけど。

そのところはキチンと分かっているつまり長期の30年だから、貸したんだから、もうそれで(営農の意思がないと東電が判断すること)これはないでしょ。

逆に言うともうでしか方法がなかったんだ、そこを考える必要があるではないですか。

ということです。そうでないなら、すべての人にもっと大きな補償をだす以外に、方法がないのではないかと、そのところはキチンとしかも契約の仕方が、複雑になっていて、一見環境省がある程度契約の当事者になってきていて、そしてお金は東電が出すというまあ、補償やなんかは東電が出すということによって、相互が2つのものが結びつかないということもあるんです。だから、その時どういう形で契約をさせたのとか、そういう問題と東電とが噛み合わないということがあるのかもしれませんが、わたしはお二人の話の一番最後に、何を話したらいいのかと思った時に、そのことがやっぱり損害賠償責任をどういう形で作っていくのか、それに対して住民がどういう形で、つまり地権者がどういう形で対応せざるを得なかったかということ、そこを一番念頭に置きながらきちんと対応されることが、望まれるのではないかと、今日の話をもつていて思いました。ここの法理論の議論は私も法律ですけれども、他にお任せします。いくつか議論が出てきたので、これだけにしますけれども、

そこのところの理解がない限りは、お互いは絶対にうまくいかない。で、しかも決めるのは、東電じゃないんですよね。東電が決めたからこうです。だから、越前谷先生が先ほど言われたように、「じゃあ訴訟しなさいよ、ということなんですか」というふうに言われたけれども。まあ、他に方法がないから訴訟でなくて、こういう形で交渉をしようと思った時に、どこで歩み寄れるのかということ、もう少しきちんと議論されていく必要があるのではないかと感じました。以上が私の感想なんですけれども、そういう形で何んとか、何が違うか、それは普通のダムみたいなものと、どう違ってどう議論をしていくのかということですね。

このことをもう少し考えて下さい。ダムの場合の補償だとか、それから埋め立ての時の漁協に対する補償は、けた違いです。けた違い。本当は此方の方が桁違いに多いはずなんです。

だから、そう意味からいうとちょっと前提の、前提の話をしてしまいましたけれども、そんな話で一応両者の議論をキチンと伺っておきたいと思っています。

東電がこういう議論で通したいということは分かるんですけども、一度詳しく伺わせて頂ければと思います。 IC2:25:32・録画7・18:27

門馬：いかがですか。

北見：・・・。お辞儀して、今回ありがとうございました。

門馬：今の磯野先生は、東電は大前提の部分や本質的部分を、キチンと捉えていないのではないですかという話や未契約や（地上権）（通常でない）譲渡の話や仮置き場の話や他の件から考えていった時に、そういった地権者の方々が、なかば絶望感の中で、県内外で町民が受け入れて頂いていたから、なかば強制的な形で契約をせざるを得なかったという、そういう、大前提・本質的部分を捉えていないというにしか取れないということです。

（だから、）個別には未契約とか譲渡とか仮置き場などとの（賠償の有無のちがいが理解できない）のことで。

最初から賠償の大前提（・本質）の処を示していれば、本当に譲渡した人も本当に売ったのかと、「磯野先生を向き、違っていたらすみません」言うことです。内容は熊本先生と同じ主張だということで、今後も東電の一方的に決めたことをいうのではなく、もう一寸歩み寄りを考えて頂きたいという話です。磯野先生よろしいですか「磯野：頷く」

北見：お辞儀をして、どうもありがとうございます。

すみません事故を起こした責任といいますか、大変なご迷惑をおかけしていることは、あのう、申し訳ない処でございます。あのう、本日、えーと、え、ま、現在の見解を申し上げさせて頂いております。はい、で、あのう、これは一寸、この先は、いま現時点での見解を申し上げさせて頂いたということなので、これ以上申し上げることは中々なくて、大変申し訳ございません。はい。

門馬：今の話は4月28日の交渉で地上権が対象外である（問題）を指摘をして、（見直し）検討していただきたいと申し入れ本日をむかえている。「北見：はい」地上権も賠償対象のお願いしている。「北見：はい」私の方も生産者を含め多くの声を更に拾い上げて、今後も地上権契約者も営農賠償対象にすることを要求していきます。「北見：はい」

門馬：今現在の話とあったが、この話は東電のトップも聞いていますね。小早川社長です。社長は承知しているんですよ。

北見：・・・。

門馬：承知していないなら、「北見：はい」私の方はしかるべき対応をとり、小早川社長に（貴社に）この様なお願いをしております。「北見：はい」地上権も対象に入れて下さい、と「北見：はい」いうことで然るべくお願いをさせていただきます。

ですから、承知しているのか、承知していないのかと伺っているんです。

北見：・・・。そういった地上権のところまでは、承知していないと思います。

IC2:29:37・録画 8・0:10:42 そこまで報告していないということですね。4月28日交渉後その後、2週間後ぐらいに再交渉を申し入れたら、社内で調整するからということだったので、1ヶ月以上期間を空けて、今日になったわけですよ。「北見：はい」当然、トップまでお話をして今日をむかえるべきではないんですか。それをいま「思います」というあいまいな回答ですが、東電の上層部はどこまで承知しているのですか。

北見：そうですね。あのう、えーと、えー、福島復興本社代表の高原（一嘉氏）までは説明をしております。

門馬：社長まではいっていないということですね。

北見：・・・。

門馬：ということは社長まで話をさせて頂いた方が、より現実的なお話し合いができると、理解をいたしました。皆さん失礼だが、どれだけの職務権限をお持ちなのか分からないが、最終的な意思決定をお持ちになっている方と話をしなければ、話が前に進まないじゃないですか。何回やっても同じですよ。ですから、最高意思決定機関の方に然るべくお話をして下さい。

北見：・・・。

門馬：（北見さん）聞いていますか。して頂けますか。当然していると思っていましたよ。

北見：そちらの、（ほうは）高原に相談をいたします。

門馬：原発事故の根源的などころから踏まえても、この場で社長まで伝えます、という誠意のある回答があってもしかるべきであると思いますが、そういう回答をこの場で頂けないのは非常に残念です。「北見氏と本間氏間で双方のスマホで何か（この件と推測）確認中」

東電の誠意のない後ろ向きの回答ということがよく分かります。今の回答で。

「本間氏が携帯を検索して机の上に置き北見氏に確認させる」

もう一度言います。小早川社長まで、話を通して下さい。

私の方は農業生産者の声や農協や福島県、両町等にもお話してもっと具体的なお話をします。失礼ですよ。1ヶ月以上待たせて、被災者・生産者・地上権契約者に対して、東電は大変、失礼だと思います。それとも、わたしが東電に失礼な言い方をしているのか、多くの方に、お話して、ご判断はそれらの方々に委ねます。

重ねてお願いします。誠意のある対応をお願いいたします。

東電：・・・・。「北見：はい」

門馬：はい、と返事して頂きましたのでよろしく願いいたします。

北見：えーと、はい、と言いましたけれども、なにかお約束した訳ではございません。

門馬：はい、という言葉をお聞きしたので、私の方は小早川社長に判断を仰いでくださいと

お願いをしました。なにかとは、小早川社長ですよ。そこもなにか、という言葉は抽象的に使って、逃げないでください。逃げ道や抜け道や時間稼ぎみたいなことばかり、やらないでくださいと、申し上げているのです。こういう問題を提起しているのです、原発事故を起こした当事者である加害者の東電は、起きたことは仕方がないが、誠意を持った対応をお願いしたいと重ねて申し上げます。

熊本：被災者のことを思ったら、小早川社長がどう判断するかはともかくとして、少なくとも社長に伝えることは、皆さんとしてやらなければいけないのではないですか。

その責任があるのではないじゃないですかね。被災者のことを本当に思ったらねと、私は思います。

門馬：「三人の先生に終了していいかを確認し承諾を得。」

門馬：私共の話は、本日は以上であるが、その（小早川社長への報告）回答は、後々いただいて、次回（交渉）は、全国に方々や関係者に報告の上で、こういう場で、地上権契約者は営農賠償の対象であるということを論理性・一貫性のある回答を継続して強く要求致しますので、ご検討のほどお願いいたします。今日はありがとうございました。「お互い全員で礼」

2:35:35・「門馬：門馬幸治さんに終了することの電話報告」

「次回交渉日」

門馬：6月中は無理ですか。北見：6月中は無理です。

門馬：いつも引き延ばしを受けているから7月の第一週を目途にしましょう。北見：はい。

「連絡のお願い文書（今後門馬と東電の連絡は高木氏が窓口のお願い文書）」

映像確認：交渉終了後、中里氏・北見氏・高木弁護士の三人で協議

「中里氏が門馬にお願い文書持参・北見氏と高木弁護士が門馬と中里氏のやり取りを注視」

門馬：7月第一週の中での調整を高木弁護士とするとということで分かりました。

「別添門馬好春宛てお願い文書受け取る」2:39:44（後6分）映像終了 以上

追記：「高木弁護士との連絡確認内容」

1. 令和2年分の意向確認に続き令和3年分の意向確認が6月9日門馬幸治氏に届いたが、すべての生産者にも随時送付している。6月20日回答た。東電に確認して連絡する。

2. 小早川社長以下全役員に本件を報告した。6月23日回答

3. 次回交渉日を8月旧盆前で調整中6月27日現在「高木：東電出席者は前回同様と想定」

以上